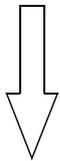


「コンビニ・ATMに行って、宅配便で送って」と言われたときはご用心!! ～支払い収納サービスや宅配便を悪用した詐欺の事例～

自宅や携帯電話に、右のような

- ・ 訴訟に関するハガキ
- ・ 有料サイトの利用料金が未納であるとのSMS (ショートメッセージサービス) が届く。



確認のためと思い、
記載された連絡先へ
電話すると…



犯人

有料サイトの未納料金があり、本日中に支払わないと裁判になります。

未納料金は

- ① コンビニで支払う
 - ② 郵便局のATMで支払う
 - ③ 宅配便で送る
- ことができます。

- ① コンビニへ
② 郵便局へ

- ③ 宅配便取扱店へ
「宅配便でお金を送れ」は詐欺!!

- ① 5万円分のカードを買って裏面の番号を教えて
(プリペイド式電子マネーによる被害)
- ① レジの店員に、今から言う番号を伝えて支払いをして
(コンビニ決済による被害)
- ② ATMに表示されている“料金払込”のボタンを押して今から言う番号を入力して、支払いをして
(支払い収納サービスによる被害)

被害発生

- ③ 中身がお金だと分からないように箱に入れて、今から言う住所に宅配便で送って
(宅配便の送付による被害)

被害発生

◎ 被害に遭わないために ◎
上記のようなハガキやショートメールが届いても
絶対に連絡しないでください!
慌てずに、まずは家族や警察に相談しましょう。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け届いておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月26日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

